

長野市社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、社会福祉法人（以下「法人」という。）、社会福祉施設（以下「施設」という。）及び社会福祉事業（以下「事業」という。）に対する指導監査について、法令等に定めのあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の体制)

第2 法人、施設及び事業の指導監査に関する事務は、保健福祉部福祉政策課福祉監査室が統括する。

2 指導監査を実施するため、指導監査班を編成するものとする。

3 指導監査班は、原則として保健福祉部福祉政策課福祉監査室職員をもって構成するものとするが、状況に応じて、当該法人、施設又は事業を所管する課（以下「所管課」という。）の担当職員を含めて構成するものとする。

4 指導監査班の構成人員は、当該法人、施設又は事業の規模、組織運営基盤の確立状況及び前回の指導監査結果等を勘案して定めるものとする。

(指導監査の種別)

第3 指導監査は、「一般指導監査」と「特別指導監査」とする。

2 一般指導監査は、法人、施設又は事業を経営する者の所在地において実施する。

3 特別指導監査は、法人、施設又は事業において次の各号のいずれかに該当する場合は実地において実施する。なお、実施方法等は、一般指導監査に準じて実施するものとする。

(1) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由がある場合

(2) 不祥事案が発生した場合

(3) 不正又は著しく不当な事案が疑うに足りる理由がある場合

(4) 度重なる一般指導監査によっても是正又は改善がみられない場合

(5) 正当な理由がなく一般指導監査を拒否した場合

(実施計画及び重点事項)

第4 一般指導監査は、年度当初に年間実施計画を策定し、当該法人、施設又は事業ごとに指導監査方法を選定した上、実施するものとする。また、一般指導監査を実施するに当たり、当該年度の重点事項を定めるものとする。

(指導監査方法の選定)

第5 一般指導監査の対象となる法人、施設又は事業ごとに、次に掲げる指導監査方法により実施するものとする。

(1) 法人

ア 指導監査の状況を勘案し、以下の事項のいずれも満たす法人については、3年に1回とする。

(ア) 法人の運営について法及び関係法令・通知（法人に係るものに限る）に照らし、特に大きな問題が認められない。

(イ) 当該法人が経営する施設など社会福祉事業等について、施設基準・運営費や報酬の請求等に特に大きな問題が認められない。

なお、法人の指導監査と施設又は事業の指導監査を併せて実施することが、効率的かつ効果的であると認められる場合は、3年に1回を超えない範囲で実施することができる。

イ アにかかわらず、国が定める「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき、5年又は4年に1回とすることができる。（別表1）

ウ 国が定める「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき、会計管理に関する指導監査事項を省略することができる。（別表2）

エ 法人の運営等に問題が発生した場合、又は通報、現況報告書の内容からそのおそれがあると認められる場合は、ア、イ及びウの取扱いによらず随時実地指導監査を実施する。

(2) 施設又は事業

原則として実地指導監査により実施するものとし、次の種別に従い行う。

ア 保護施設 年に1回実施するが、前年度における実地指導監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると判断されるときは2年に1回とする。

イ 老人福祉施設、社会事業授産施設

3年に1回実施する。

ウ 障害者支援施設

3年に1回実施する。

エ 小規模保育事業、保育所、保育所型認定こども園及び幼保連携型認定こども園

1年に1回実施する。

2 法人、施設又は事業の運営等に問題が発生した場合、又は通報等によりそのおそれがあると認められる場合は、随時指導監査を実施する。

（実施通知）

第6 一般指導監査を実施するときは、実施期日の1月前までに当該一般指導監査の対象となる法人、施設又は事業の代表者に対し通知するものとする。この場合において、当該一般指導監査の項目に関する資料を事前に提出すべきことを合わせて通知するものとする。

2 前項の通知は、一般指導監査実施通知書（様式第1号）によるものとする。

3 特別指導監査を実施するときは、前二項に準じ、文書により通知するものとする。ただし、あらかじめ通知することにより実施できるものとする。

（講評等）

第7 指導監査班は、実地指導監査終了後、法人、施設又は事業の関係者に対して指導監査結果について、所要の改善を行うよう口頭で指導する。

2 指導監査班は、書面調査指導監査の場合は、第9による文書指摘にいたらない軽微な事項については、第8による指導監査結果報告書（様式第3号及び様式第4号）に記録を行うこととする。

（市長への報告）

第8 指導監査班は、一般指導監査を実施したときは、法人については社会福祉法人一般指導監査結果報告書（様式第2号）により、施設又は事業については社会福祉施設等一般指導監査結果報告書（様式第3号）又は社会福祉事業指導監査結果

報告書（様式第4号）により市長に報告するものとする。

（指導監査結果通知・指摘）

第9 指導監査班は、一般指導監査を実施した法人、施設又は事業の代表者に対し、速やかにその結果（文書指摘・口頭指摘選定基準に照らし、文書指摘事項に該当する場合は、当該指摘事項を含む。）を一般指導監査結果通知書（様式第5号）により通知するとともに、その写しを関係課に送付するものとする。

（報告要求及び特別指導監査）

第10 指導監査班は、文書指摘事項がある場合は、当該代表者に対して是正改善状況報告書（様式第6号）の提出を求めるものとする。

2 指導監査班は、是正改善状況報告書等により是正改善状況が確認できない場合は、必要に応じて特別指導監査を実施するものとする。

（改善指導）

第11 所管課は、第10の報告書又は特別指導監査によって、文書指摘事項については是正改善措置が講じられていないことを確認した場合は、当該文書指摘事項について改善指導を行うものとする。

2 前項の改善指導は、改善指導書（様式第7号）により行うものとする。

（指導改善状況管理台帳）

第12 指導監査の実施状況及び指導監査実施後の是正改善状況を記録するため、保健福祉部福祉政策課福祉監査室に指導監査及び改善状況管理台帳を備えるものとする。

（様式の規定）

第13 特別養護老人ホーム・障害者支援施設、社会事業授産施設の指導監査において、長野市介護保険施設等指導実施要領、長野市指定障害福祉サービス事業所等指導実施要領による実地指導を同時に実施する場合は、第6、第8、第9、第10及び第11において規定する様式については別途定める。

（補則）

第14 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年5月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年5月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する

附 則

この要領は、令和2年7月17日から施行する

[別表1] 国が定める「社会福祉法人指導監査実施要綱」による指導監査の周期

要件	3年	4年	5年
<p>3(1) 以下の事項を満たす法人</p> <p>ア 法人の運営について法及び関係法令・通知（法人に係るものに限る）に照らし特に大きな問題が認められない。</p> <p>イ 当該法人が経営する施設など社会福祉事業等について、施設基準・運営費や報酬の請求等に特に大きな問題が認められない。</p>	○	○	○
<p>3(2)</p> <p>ア 会計監査人設置法人（法第36条第2項及び法第37条）</p> <p>監査報告書に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善が確認できる場合に限る。）が記載された場合。</p>			○
<p>3(2)</p> <p>イ 会計監査人を未設置法人</p> <p>（法第45条の19の規定による）会計監査人による監査に準ずる監査が実施され、監査報告書に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善が確認できる場合に限る。）が記載された場合。</p>			○
<p>3(2)</p> <p>ウ 公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援若しくは財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」又は「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」が提出された場合。</p>		○	
<p>3(2)に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号のいずれかに該当する場合。</p> <p>ア 福祉サービス第三者評価事業を受審しその結果の公表を行いサービスの質の向上に努めていること（一部の施設のみを受審の場合は、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）</p> <p>又はISO9001の認証取得施設を有していること。</p> <p>イ 地域社会に開かれた事業運営が行われていること。</p> <p>ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。</p>		○	

[別表2] 国が定める「社会福祉法人指導監査実施要綱」による指導監査事項の省略

要 件	省略事項
<p>会計監査人設置法人（法第36条第2項及び法第37条）並びに（法第45条の19の規定による）会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人で、監査報告書に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善が確認できる場合に限る。）が記載された場合。</p>	<p>「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の3「会計管理」に関する監査事項</p>
<p>専門家（公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援若しくは財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が作成する「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」又は「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」により、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると判断する場合。</p>	